

平成15年 労働者災害補償保険法

〔問 6〕 障害補償給付又は障害給付を支給すべき身体障害の障害等級は、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定められているが、同表に掲げる身体障害が二以上ある場合における身体障害の障害等級として、誤っているものはどれか。

- A 第4級及び第5級の身体障害がある場合、第2級
- B 第7級及び第8級の身体障害がある場合、第5級
- C 第9級及び第14級の身体障害がある場合、第9級
- D 第10級及び第12級の身体障害がある場合、第9級
- E 第9級、第11級及び第13級の身体障害がある場合、第8級